**会社法制（企業統治関係）の見直しに係る主要な論点に関する**

**アンケート**

「会社法制の見直しに係る主要な論点に関する会員の皆様の意見」を確認させていただくため、調査へのご協力をお願い致します。

**現在、法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において会社法制の見直しについて検討が進められています。昨年12月及び本年1月に、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案のたたき台（１）、（２）」（以下、「たたき台」という。）が公表されています。今後、同部会における検討を踏まえた「中間試案（公開草案）」が公表され、意見公募手続（パブリック・コメント募集手続）が開始されるものと思われますが、これに対応して協会として意見を提出することを検討しております。つきましては、協会における意見取りまとめに際して、会員会社のご意見を参考にさせていただきたく、調査へのご協力をお願いする次第です。**

**※本アンケートでは、監査役、監査等委員、監査委員（以下、「監査役等」という。）にとって重要性が高いと考えられる論点を中心にご意見を伺いますが、今回のたたき台では取り上げられていない論点についても、過去の法改正の過程で協会が意見を述べた経緯等に鑑み、設問を設けている事項もあります。なお、このアンケートに記載いただいたご意見が、協会としての意見にそのまま反映されるものでありません。ご理解いただきますようお願い致します。**

**アンケート実施期間：　平成３０年２月１３日（火）～２月２６日（月）午後５時まで**

■平成30年2月13日（火）付でE-mailまたはFAX にてご案内いたしました**「会社法制の見直しに係る主要な論点に関するアンケートへのご協力のお願い」**に記載の「パスワード」をご入力ください（パスワードは１社につき１つ設定しております）。

【注意事項】下記をよくお読み頂き、調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

１．ご回答いただく際のご参考として、各論点に会社法制部会での議論を踏まえた今回の論点の概要をまとめております。また、法務省のホームページに、これまでの会社法制部会の配布資料、議事録等が公表されておりますので、議論の内容を確認することが可能です。

２．**１社１回答でお答えいただきます。**

３．設問は、問７まで、全１２問あります。（全ての会社が全問にご回答頂くものではありません。）

４．**前の設問へ戻る場合は、必ず画面左下の「前ページ」ボタンをクリックしてください。回答を途中で中断される場合には、各画面の下にある「回答を保存する」ボタンをクリックして既に回答された部分について保存して頂きますようお願いいたします。もう一度ログインすると、中断した画面から再開します。**

５． ご回答いただいた内容については、このアンケートの目的以外には使用いたしません。情報管理を徹底し、**会社名、個人名が特定される形での公表はいたしません。**

**会社の基本属性**

**Ｆ１　機関の属性**

|  |  |
| --- | --- |
| １．監査役（会）設置会社３．指名委員会等設置会社 | ２．監査等委員会設置会社４．その他（相互会社・特殊法人等） |

**Ｆ２　会社法上の公開会社及び非公開会社**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １．公開会社 | ２．非公開会社 | ３．その他（相互会社・特殊法人等） |

**今回の論点について**

**Ⅰ．取締役等に関する規律の見直し**

**第１　取締役等への適切なインセンティブの付与**

**１　取締役の報酬等**

会社法上、指名委員会等設置会社以外の株式会社においては，取締役の報酬等を定款又は株主総会の決議によって定めるものとされていますが（会社法第361条第1項）、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等については、株主総会の決議によってその全員の報酬等の総額の最高限度のみを定めて、その枠内で各取締役の報酬等の内容の決定を委任された取締役会がその決定を代表取締役等に再一任する例が見られ、緩やかに運用されているとの指摘がされています。

近年、取締役の報酬等を取締役に対し適切に職務を執行するインセンティブを付与するための手段として考え、その手段として株式を交付することや、報酬等の内容を株式会社の業績等に連動させることなどの重要性が指摘されています。一方で、これらがどのように適用されるのかが必ずしも明確ではないとの指摘もあります。

たたき台においては、会社法361条第１項第３号を改正し、取締役の報酬等のうち、当該株式会社の株式・新株予約権であるもの又はそれらの取得に要する資金に充てるための金銭について、定款に定めがないときに当該株式等の数や内容の要綱等を株主総会の決議事項とすること、が提案されています。

監査等委員及び監査委員は取締役であるため、会社法第361条第1項第3号が適用されることになりますが、監査役の報酬等については、会社法第387条に拠ることとなり、株式等による給付や業績等への連動については、明確な規定がありませんが、既に導入している会社もあります。

|  |
| --- |
| ※参考会社法第361条第1項　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。一 報酬等のうち額が確定しているものについては、その額二 報酬等のうち額が確定していないものについては、その具体的な算定方法三 報酬等のうち金銭でないものについては、その具体的な内容第２項　監査等委員会設置会社においては、前項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。第３項　監査等委員である各取締役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、第一項の報酬等の範囲内において、監査等委員である取締役の協議によって定める。第４項～第６項　（略）会社法第387条第１項　監査役の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。第２項　監査役が二人以上ある場合において、各監査役の報酬等について定款の定め又は株主総会の決議がないときは、当該報酬等は、前項の報酬等の範囲内において、監査役の協議によって定める。 |

**問１－１　監査役、監査等委員及び監査委員の報酬等における株式等による給付や業績連動報酬について**

上述の説明にある通り、監査役としての報酬等については、会社法第387条の規定があるものの、株式等による給付や業績等への連動の可否については明確ではありません。また、監査等委員及び監査委員としての報酬等については、会社法上「取締役」としての報酬等のみについて規定があるだけで、「監査等委員」及び「監査委員」としての報酬等を区別して規定しているわけではありません。

監査役、監査等委員及び監査委員の報酬等の在り方を考える上で、賛成できる項目は次のうちどれですか。あてはまるものを一つお選びください。

１．監査役、監査等委員及び監査委員は、監査が主な役割であり、報酬等の形態として、監査の客観性を損なうおそれがあると考えるので、株式等による給付や業績等への連動を認めるべきではない

２．報酬等の形態として、監査役については、株式等による給付や業績等への連動を認めるべきではないが、監査等委員及び監査委員は、取締役なので、株式等による給付や業績等への連動を認めてもよい

３．上記「２．」の考え方に賛成ではあるが、監査業務を担うという職責の性格上、監査等委員及び監査委員の株式等による給付や業績等への連動の割合は、他の取締役より低く設定すべきである

４．報酬等の形態として、株式等による給付や業績等への連動を認めても、監査の客観性を損なうことはないと考えるので、監査役、監査等委員及び監査委員のいずれに対しても認めてよい

５．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**２　会社補償**

取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（以下、「役員等」という）として優秀な人材を確保するとともに、役員等が過度にリスクを回避することがないように役員等に対し適切なインセンティブを付与する必要性が指摘されています。そのための手段の一つとして、役員等が、その職務の執行に関し、責任の追及に係る請求を受けたことにより、又は法令の規定に違反したことが疑われることとなったことにより要する費用等を会社が補償すること（「会社補償」）が考えられます。

会社補償に関しては、そもそも会社と役員等とは委任関係にあり（会社法第330条）、すでに受任者である役員等は費用等の償還請求が認められている（民法第650条）ため、当該役員等に過失がないときは、会社法で規律しなくても補償が認められるという解釈があり、経済産業省から公表されている研究会報告書（※）では、一定の範囲で一定の要件を満たせば現行法でも認められるとされています。

一方で、会社補償を認めるとしても、会社補償が許容される範囲によっては、役員等の職務の適正性が損なわれたり、役員の責任や刑罰等を定める規定の趣旨が損なわれたりするおそれがあるとの指摘や、利益相反性があるとの指摘もされています。

たたき台では、現行法上の解釈を踏まえ、補償の範囲を役員等の職務の執行に関する費用等（責任の追及・法令違反の疑いによる費用、また第三者に加えた損害を賠償する際の善意無重過失の場合の損害賠償等による損失）に限定した上で、会社が当該費用等の全部又は一部を補償することを約する契約（「補償契約」）を、会社と役員等で締結することができるものとする規律を設けることの検討がなされています。

さらに、利益相反性等に鑑み、補償契約の締結に制約を加えるため、補償契約の内容の決定は株主総会の決議（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によるものとすること、公開会社では、補償契約の相手方及び補償契約の内容の概要を事業報告で開示することを要件として規律する提案がなされています。

また、たたき台の論点にはなりませんでしたが、会社法制部会では、取締役及び執行役（以下、「取締役等」という。）の責任の一部免除に関する議案を株主総会に提出する場合には、監査役、監査等委員、監査委員、それぞれ全員（以下、「各監査役等」という。）の同意を得なければならないものとする現在の会社法の規定（会社法第425条第3項等）との整合性も考慮し、補償契約の内容の決定に関する議案を提出する場合に各監査役等の同意を得なければならないものとすることも検討されています。

※　コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」

別紙３　法的論点に関する解釈指針

**問２－１　補償契約を締結できることを明確にすることについて**

会社と役員等との間で「補償契約」を締結することは、認められるべきだと考えますか。あてはまるものを一つお選びください（一定の要件（条件）の下でのみ、認められるべきだとお考えの方も、「１．」をお選びください。「１．」を選択された方は、次の問で要件についておうかがいします）。

１．認められるべきである **→「問２－２」にお進みください（問２－３は回答不要）**

２．認められるべきではない　　**→「問２－３」にお進みください（問２－２は回答不要）**

３．どちらとも言えない　**→「３　役員等賠償責任保険契約」（「問３－１」）にお進みください（問２－２、２－３共に回答不要）**

**問２－２　補償契約を締結する場合の要件****（問２－１で「１．」を選択した方）**

問２－１で選択肢１を選択した方にお聞きします。会社法で補償契約を締結できることを明確にする場合、どのような要件を設ける必要があると考えますか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

１．補償契約の内容の決定を株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議事項とすること

２．補償契約に基づく補償をする旨の決定を株主総会（取締役会設置会社にあっては、取締役会）の決議事項とすること

３．取締役等の補償契約の内容の決定に関する議案を提出する場合には各監査役等の同意を必要とすること

４．公開会社は、補償契約の相手方及び内容の概要を事業報告にて開示すること

５．公開会社は、補償契約に基づき費用等を補償した場合に、事業報告にて補償した相手方及び額を開示すること

６．特に要件を設けず執行の裁量に任せることでよい

７．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**問２－３　補償契約を認めるべきでない理由（問２－１で「２．」を選択した方）**

問２－１で選択肢２を選択した方にお聞きします。選択した理由について、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

１．そもそも会社と役員等とは委任関係にあり、委任関係で認められる範囲（善意無過失）での費用等の償還で十分であるため

２．役員等の職務の適正性が損なわれるおそれや、会社と取締役との利益相反性が顕著であるなどの懸念があるため

３．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**３****役員等賠償責任保険契約**

いわゆる役員等賠償責任保険（Ｄ＆Ｏ保険）は、既に上場会社を中心に広く普及しています。これは、会社補償と同様に、役員として優秀な人材を確保するとともに、役員が過度にリスクを回避することがないように役員に対し適切なインセンティブを付与するための手段の一つである一方で、構造上利益相反の問題があり、保険契約の内容によっては、役員の職務の適正性等が損なわれるおそれがあるという指摘もあります。

現行会社法では、会社が会社の費用負担でＤ＆Ｏ保険の締結することに関する規定はありませんが、上述の通り実務では広く普及しており、また経済産業省から公表されている研究会報告書（※）では、取締役会の承認を得ること、社外取締役が過半数の構成員である任意の委員会の同意を得ること等の手続きが例示され、これらの手続きを経ることにより会社がＤ＆Ｏ保険の保険料を負担することが容認されるとの解釈が示されています。

たたき台では、Ｄ＆Ｏ保険契約の契約内容の決定は株主総会の決議（取締役会設置会社にあっては、取締役会の決議）によること、公開会社では、Ｄ＆Ｏ保険契約の被保険者及び内容の概要を事業報告の内容とすることを要件として規律する提案がなされています。ただし、保険金額や保険料の開示については、「なお検討」とされています。

※　　コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会「コーポレート・ガバナンスの実践　～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」

別紙３　法的論点に関する解釈指針

**問３－１　Ｄ＆Ｏ保険契約に関する開示**

公開会社については、Ｄ＆Ｏ保険契約の被保険者や内容の概要を事業報告に開示することがたたき台では提案されていますが、この事業報告による開示は株主等に対する情報提供や執行に対するけん制効果があるものの、開示の内容によっては濫訴や訴額又は和解額のつり上げのおそれ、といった弊害も懸念されるとの指摘もあります。公開会社を対象とした事業報告での開示について、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものを一つお選びください。

１．事業報告にてＤ＆Ｏ保険契約の被保険者及び内容の概要を、保険金額や保険料を含めて開示すべきである

２．事業報告にてＤ＆Ｏ保険契約の被保険者及び内容の概要を開示すべきであるが、保険金額や保険料を含めるべきではない

３．事業報告での開示は必要ない

４．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**※本項は監査役設置会社のみ回答をお願いいたします。**

**第２　社外取締役の活用等**

**１　監査役設置会社の取締役会による重要な業務執行の決定の委任**

監査役設置会社においては、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができませんので、重要性が低いと思われる事項までもが取締役会の決議事項として上程される懸念があり、機動的な業務執行の決定を阻害する要因とされているとの指摘や、監査役会設置会社においても社外取締役の選任が進んでいるところ、社外取締役が株式会社の事業内容に必ずしも精通していない場合があることなどから、社外取締役の期待される役割の一つである業務執行者の監督に専念することが難しくなるなどの指摘があります。

こうした点から、たたき台では、監査役設置会社の取締役会においても、

①取締役の過半数が社外取締役

②会計監査人設置会社

③取締役会による経営の基本方針の決定

④取締役会による内部統制システムの決定

⑤取締役の任期を１年とすること

を要件に、監査等委員会設置会社の取締役会と同様の範囲内（※）で、その決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるものとすることの案も提案されています。

|  |
| --- |
| ※　監査等委員会設置会社の取締役会は、原則として、会社法第399条の13第４項に掲げられている下記の事項その他の重要な業務執行を取締役に委任することができないものとされていますが、取締役の過半数が社外取締役である場合、又は定款の定めがある場合に、その決議によってその全部又は一部を取締役に委任できるものとされています。１　重要な財産の処分及び譲受け２　多額の借財３　支配人その他の重要な使用人の選任及び解任４　支店その他の重要な組織の設置、変更及び廃止５　社債を引き受ける者の募集に関する重要な事項６　取締役会の決議により役員等の責任を一部免除することができる旨の定款の定めに基づく当該責任の免除 |

**問４－１　監査役設置会社における取締役への業務執行の決定の委任について**

監査役設置会社の取締役会もその決議によって、重要な業務執行の決定を委任可能とする規定を設けることについて、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものを一つお選びください（一定の要件（条件）の下でのみ、設けるべきだとお考えの方も、「１．」をお選びください）。

１．賛成である **→「問４－２」にお進みください（問４－３は回答不要）**

２．反対である **→「問４－３」にお進みください（問４－２は回答不要）**

３．どちらとも言えない **→「問４－４」にお進みください**

**（問４－２、４－３共に回答不要）**

**問４－２　賛成の理由（問４－１で「１．」を選択した方）**

問４－１で選択肢１を選択した方にお聞きします。賛成である理由について、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

１．現状では重要性が低いと思われる事項が取締役会の決議事項として上程される懸念があり、委任によって機動的な業務執行の決定が可能となると考えられるため

２．取締役会における社外取締役の占める割合が増加している中で、社外取締役が個別の業務執行に逐一関与する必要はなく、それよりも期待される役割の一つである業務執行者の監督に専念すべきであるため

３．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**問４－３　反対の理由（問４－１で「２．」を選択した方）**

問４－１で選択肢２を選択した方にお聞きします。反対である理由について、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

１．機動的な業務執行を重視するあまり、取締役会での議論や検討が希薄となり、監査役等の監査においても支障をきたすと考えられるため

２．委任の必要があるのであれば、それが可能である監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社を選択すれば済むため

３．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**問４－４　委任の要件について**

たたき台では、「取締役の過半数が社外取締役であること」が委任可能な要件の一つとして提案されています。監査等委員会設置会社においては、取締役の過半数が社外取締役である場合、監督機能が担保されるとして、取締役会による取締役への委任が認められています（たたき台で示されている他の要件は、機関設計上監査等委員会設置会社には当然に適用される要件です）。この点について、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものを一つお選びください。

１．監督機能を担保するためには、社外取締役を過半数とすることは必要である

２．監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役でなくとも、定款の定めにより、委任を認めることができるのであるから、同様に過半数以外の要件を考えてもよい（例えば、一定数の社外取締役を選任することを要件にしたうえで、かつ、定款で定めた場合にも認めるなど）

３．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**Ⅱ．その他**

**１ 責任追及等の訴えに係る訴訟における和解**

会社法上、取締役等に対する責任追及等の訴えに係る訴訟において会社が和解するために必要な手続は必ずしも明確ではなく（会社が原告として訴訟提起する場合は、監査役等が会社を代表すると考えられるが、会社が利害関係人又は補助参加人として訴訟参加する場合に会社を誰が代表するかは必ずしも明らかではない）、和解は被告となる取締役との関係で利益相反性があるとも考えられるとの指摘があるため、たたき台では、各監査役等の同意を和解の条件とする提案がなされています。

たたき台では、「株主からの提訴請求等に基づき会社自らが訴訟提起する場合の和解」、「会社が利害関係人又は補助参加人として訴訟参加する場合の和解」のいずれにおいても、各監査役等の同意を必要とするという提案がなされています。

**問５－１　和解における各監査役等の同意について**

会社が、当該株式会社の取締役等の責任を追及する訴えにおいて和解をするには、各監査役等の同意を得なければならないものとする規定を設けることについて、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものを一つお選びください。

１．賛成である

２．反対である

３．どちらとも言えない

**２ 株主による責任追及等の訴えの提起の制限**

たたき台では論点になりませんでしたが、会社法制部会では、株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることについても検討がなされています。

取締役等（取締役等であった者を含む。）に対する責任追及等の訴えの前提として、株主はまず会社（監査役等）に提訴を請求し（会社法第386条第２項第１号等）、提訴請求の日から60日以内に、監査役等が責任追及等の訴えを提起しない場合には、提訴請求をした株主は、責任追及等の訴えを提起すること（株主代表訴訟）ができます（会社法第847条第３項）。

現行法上は、責任追及等の訴えが、提訴請求株主若しくは第三者の不正な利益を図り又は当該会社に損害を加えることを目的とするものである場合には、株主は提訴請求をすることはできないとの規定（会社法第847条第１項但書）があり、裁判所はこの規定に該当する株主からの訴訟については却下することとなりますが、一旦株主から訴訟を提起されると、会社としてもその対応のため経営資源を割くこととなり、濫訴となれば会社の利益にも反するとの指摘があります。

他方、会社法制部会では、株主代表訴訟の提訴件数が減少しており濫訴の問題が顕著ではないこと、代表訴訟の制度が一般予防の観点から大きな効果を発揮してきたと考えられることなどを理由として、責任追及等の訴えの制限に慎重な考えが示され、たたき台からはこの項目が削除された経緯にあります。

なお、会社法制部会では、新たな制限を設けるべきであるという指摘の中には、その具体案として、株主が代表訴訟を提起した場合には、裁判所が社外取締役又は社外監査役の判断を一定の範囲で尊重するような仕組みを設けるべきであるという考えも一部に見られました。

**問６－１　株主による責任追及等の訴えの提起の制限**

株主による責任追及等の訴えの提起に新たな制限を設けることについて、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

１．現状のままでよい

２．株主による責任追及等の訴えを提起した場合に、裁判所が社外取締役又は社外監査役の判断を一定の範囲で尊重する仕組みを設けるべきである

３．株主による責任追及等の訴えを提起する要件に、上記「２．」以外の新たな制限を設けるべきである（制限内容等を具体的にご記入ください）

|  |
| --- |
|  |

４．その他（自由記入）

|  |
| --- |
|  |

**Ⅲ．たたき台以外の論点事項（会計監査人の報酬等に関する監査役等の関与）**

今回の会社法制部会の論点にはなっていませんが、前回の会社法制部会（平成22年～24年に開催）では、「会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等の決定」が論点となり、当協会では以下の理由で、監査役等に、会計監査人の選解任等に関する議案等及び報酬等についての決定権を付与すべきと主張しました。

（ⅰ）監査を受ける立場にある取締役（会）が監査を行う立場にある会計監査人の選解任等に関する議案及び報酬等を決定する現行法の仕組みは、会計監査人の独立性確保の阻害要因となり得る。

（ⅱ）取締役（会）による恣意的な会計監査人の選解任等と報酬等の決定を防止することは、我が国の企業統治の「底上げ」を図る上で重要である。

（ⅲ）また、実務の現場において当事者たる会計監査人（日本公認会計士協会）が、監査役等に選解任等及び報酬等の決定権を与えることで独立性を確保すべきであると考えている。監査役等がかかる決定権を有すること等により、従来以上に会計監査人と監査役等との連携が進展・充実することから、その見解を尊重すべきである。

その結果、会計監査人の選解任等に関する議案等に関しては監査役等に決定権が付与されることとなりましたが、報酬等の決定については、財務に関わる経営判断と密接に関連する行為であるなどとの考えから、同意権のままとなっています。会計監査の信頼性確保に向けて、会計監査人の独立性が重要であることは、昨今の会計不祥事を見ても明らかであり、当協会としては引き続き会計監査人の報酬等に関しても、監査役等に決定権を付与すべきと考えています。

**問７－１　会計監査人の報酬等に関する監査役等の関与について**

会計監査人の報酬等の決定に関する監査役等の関与について、考え方に近いのはどれですか。あてはまるものを一つお選びください。

１．会計監査人の独立性確保のためには、監査役等が会計監査人の報酬等に対してより主体的に関与できるよう決定権を有するべきである。現状でも会計監査人の報酬等の同意や評価の経験の蓄積の中で、監査役等は権限を行使するだけの情報収集と判断の能力を有している

２．会計監査人の独立性確保のためには、監査役等が会計監査人の報酬等に対してより主体的に関与できるよう決定権を有するべきである。ただし、現状では監査役等は決定権を行使するに足る情報を収集することが難しい面があるので、現状のままの同意権として、まずは監査役等が必要とする情報を積極的に提供することを経理部門に義務付けるなど、十分な情報収集体制の確立を図るべきである

３．現行の選解任等に関する議案の内容の決定権と報酬等の同意権でも、執行側に対するけん制機能を発揮することができるので、現行のままでも会計監査人の独立性は確保できる

４．どちらとも言えない

以　上